

別 添 8

(法第33条第1項第14号基準関係)

- 当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。
  
- 妨げとなる権利を有する者とは、土地及び建築物や工作物について権利を有している者をいう。